

# Business Certificate news

No.: TCCI-0020

Date: 2011年11月29日

## 放射性物質に係る中国向け産地証明について

ご案内のとおり、原発事故に伴う各国の輸入規制の一環として、中国政府は本年4月9日以降、日本から中国へ輸出される食品等に対して、一部の都県からの輸入を停止し(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉の10都県、11月25日現在)、それ以外の道府県からの輸入については、日本政府が発行する産地証明書や放射性物質の検査証明書の提出を求めています。しかし、これまで、同証明書のフォーマットが定められていなかったため事実上、これらの産品は輸入停止の状態にありました。

このたび、農林水産省から、このうちの産地証明書の様式について両国政府間での合意が得られ、同証明書の発行条件及び手続きが定められたとの発表がありましたのでお知らせいたします。

今後、同証明書を提出することで下表区分3の対象地域・品目の輸出が可能となります。

申請手続きなど詳しくは、農林水産省のWebサイトでご確認ください。

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/shoumei.html#china](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#china)

**※このたびの中国向け産地証明には、商工会議所が発行する原産地証明書(C/O)は含まれておりませんので、C/Oで同産地証明書を代用することはできません。**

### (内容)

産地証明書は、下表区分3の対象地域・品目について、都道府県の農林担当部局等で発給されます(水産品及び水生動物については、水産庁において証明書を発行)。

※区分2の対象地域・品目については、産地証明書の他に放射性物質の検査証明書が求められており、同検査証明書の様式は両国政府間で協議中とのことであるため、当該品目については同様式についての合意が得られるまで輸入停止の状態が続くことになります。

### 中国向け日本産食品等に関する輸入規制措置の緩和(11月24日付け農林水産省)

対象地域	対象品目	規制内容
1 10都県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉)	食品、飼料	輸入停止
2 10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、水産品及び水生動物(※)、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物産品	①中国の放射性物質基準に適合することの証明を要求 ②産地の証明を要求
3 10都県以外	その他の食品・飼料	産地の証明を要求

※ 水産品及び水生動物については、水産庁において証明書を発行。